



平成 19 年 3 月期 決算短信(連結) [米国会計基準]

平成 19 年 10 月 9 日

上場会社名 N I S グループ株式会社

コード番号 8571

(URL <http://www.nisgroup.jp/>)

代表者 役職名 代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者

氏名 寄岡 邦彦

問合せ責任者 役職名 専務取締役兼執行役員企画管理本部長

氏名 野尻 明裕

会計処理方法の変更の有無： 無

米国会計基準採用の有無： 有

上場取引所 東京証券取引所(市場第一部)

ニューヨーク証券取引所

本社所在都道府県

愛媛県、東京都

1. 平成 19 年 3 月期の連結業績 (平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日)

	総収入		税引前当期純利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 3 月期	38,627	(1.81)	13	(-)	1,610	(-)
18 年 3 月期	37,940	(17.25)	14,669	(23.19)	8,455	(16.43)

	1 株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
19 年 3 月期	11 42	11 42
18 年 3 月期	65 40	61 60

(注) 持分法投資損失 平成 19 年 3 月期 8 百万円 平成 18 年 3 月期 61 百万円
 期中平均株式数 平成 19 年 3 月期 140,924,393 株 平成 18 年 3 月期 129,246,749 株
 当社は平成 18 年 4 月 1 日付で 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割しており、平成 19 年 8 月 31 日付で 20 株につき 1 株の割合をもって株式併合しています。上記の 1 株当たり数値は遡及修正後の株式数により計算しています。
 総収入、税引前当期純利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前会計年度比増減率です。

2. 連結財政状態

	総資産	株主資本	1 株当たり株主資本	株主資本比率
	百万円	百万円	円 銭	%
19 年 3 月期	454,077	82,563	579 48	18.18
18 年 3 月期	359,943	80,504	589 16	22.37

(注) 期末発行済株式数 平成 19 年 3 月期 142,476,902 株 平成 18 年 3 月期 136,641,960 株
 当社は平成 18 年 4 月 1 日付で 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割しており、平成 19 年 8 月 31 日付で 20 株につき 1 株の割合をもって株式併合しています。上記の 1 株当たり数値は遡及修正後の株式数により計算しています。

3. 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19 年 3 月期	23,676	99,843	81,438	28,344
18 年 3 月期	24,270	135,976	108,675	22,860

4. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 57 社 持分法適用非連結子会社数 - 社 持分法適用関連会社数 9 社

5. 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結 (新規) 31 社 (除外) 1 社 持分法 (新規) 3 社 (除外) 5 社

連結財務諸表

1. 連結損益計算書

	前会計年度 (H17.4.1～ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	(注記1)
				当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)
利息収入	29,826 百万円	33,706 百万円	3,880 百万円	285,523 千米ドル
利息収入返還損失引当金繰入額	3,331	12,664	9,333	107,276
純利息収入	26,495	21,042	5,453	178,247
利息費用	2,602	3,870	1,268	32,783
純利息収入(貸倒引当金繰入額控除前)	23,893	17,172	6,721	145,464
貸倒引当金繰入額	5,923	10,853	4,930	91,936
純利息収入(貸付業務)	17,970	6,319	11,651	53,528
その他の収入:				
買取債権利息収入	4,960	5,989	1,029	50,733
販売用不動産売却益(純額)	1,584	5,379	3,795	45,565
受取保証料(純額)	508	588	80	4,981
不動産賃貸料、受取配当金及びその他	4,393	5,629	1,236	47,683
その他の収入合計	11,445	17,585	6,140	148,962
営業費用:				
利息費用	503	1,037	534	8,784
人件費	7,181	8,534	1,353	72,291
賃借料及び減価償却費	2,654	3,196	542	27,073
広告宣伝費	629	264	365	2,236
その他の販売費及び一般管理費	6,765	9,552	2,787	80,916
営業費用合計	17,732	22,583	4,851	191,300
営業利益	11,683	1,321	10,362	11,190
その他の利益:				
投資有価証券の売却損益及び減損額(純額)	3,708	1,168	4,876	9,894
子会社及び関係会社株式売却損益(純額)	43	295	338	2,499
持分法による投資損失(純額)	61	8	53	68
その他の利益合計	3,604	881	4,485	7,463
その他の費用:				
固定資産の除売却損失及び減損額(純額)	16	189	173	1,601
少数株主利益	602	264	338	2,236
その他の費用合計	618	453	165	3,837
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	14,669	13	14,682	110
法人税、住民税及び事業税	6,214	1,597	4,617	13,528
当期純利益又は当期純損失()	8,455	1,610	10,065	13,638

1 株当たり情報

			(注記1)
当期純利益又は当期純損失()	65.40 円	11.42 円	0.097 米ドル
潜在株式調整後当期純利益	61.60	11.42	0.097

加重平均株式数

期中平均株式数	129,247 千株	140,924 千株
潜在株式調整後株式数	137,942	140,924

連結財務諸表に添付されている重要な会計方針及びその他の注記を参照してください。

2. 連結貸借対照表

	前会計年度末 H18.3.31	当会計年度末 H19.3.31	対前会計年度末 比較増減額	(注記 1) 当会計年度末 H19.3.31
資産の部				
現金及び現金同等物	22,860 百万円	28,344 百万円	5,484 百万円	240,102 千米ドル
拘束性預金	3,417	10,331	6,914	87,514
営業貸付金(純額)	225,947	250,780	24,833	2,124,354
買取債権(純額)	24,155	28,910	4,755	244,896
未収営業貸付金利息	1,021	1,117	96	9,462
投資有価証券	42,071	38,384	3,687	325,150
販売用不動産	20,792	67,327	46,535	570,326
固定資産(純額)	11,169	8,448	2,721	71,563
関連会社への投資	617	2,833	2,216	23,998
繰延税金資産	721	6,488	5,767	54,960
その他の資産	7,173	11,115	3,942	94,156
資産合計	359,943	454,077	94,134	3,846,481
負債及び資本の部				
短期借入債務	60,411 百万円	84,258 百万円	23,847 百万円	713,748 千米ドル
未払法人税等	6,089	3,714	2,375	31,461
未払費用	702	915	213	7,751
長期借入債務	198,924	260,817	61,893	2,209,377
キャピタル・リース債務	1,337	859	478	7,277
退職給付引当金	647	380	267	3,219
繰延税金負債	1,382	256	1,126	2,169
その他の負債	7,514	16,123	8,609	136,578
負債合計	277,006	367,322	90,316	3,111,580
少数株主持分	2,433	4,192	1,759	35,510
契約債務及び偶発債務 (注 9)				
資本:				
資本金	11,849	16,289	4,440	137,984
資本剰余金	14,808	19,490	4,682	165,100
利益剰余金	50,197	46,629	3,568	394,994
その他の包括利益累計額	5,485	1,721	3,764	14,579
控除:自己株式(取得原価)	1,835	1,566	269	13,266
資本合計	80,504	82,563	2,059	699,391
負債及び資本合計	359,943	454,077	94,134	3,846,481

連結財務諸表に添付されている重要な会計方針及びその他の注記を参照してください。

3. 連結キャッシュ・フロー計算書

	前会計年度 (H17.4.1～ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)	(注記1)
			当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益又は当期純損失	8,455 百万円	1,610 百万円	13,638 千円ドル
営業活動から生じたキャッシュ・フローへの当期純利益又は当期純損失の調整:			
利息収入返還損失引当金繰入額	3,331	12,664	107,276
貸倒引当金繰入額	5,923	10,853	91,936
減価償却費	1,333	1,678	14,214
社債等発行費償却額	184	193	1,635
繰延貸付費用(収入)償却額	431	280	2,372
株式報酬費用	-	383	3,244
投資有価証券の売却損益及び減損額(純額)	3,708	1,168	9,894
固定資産の除売却損失及び減損額(純額)	16	189	1,601
子会社及び関係会社株式売却損益(純額)	43	295	2,499
持分法による投資損失(純額)	61	8	68
繰延税額	1,460	4,180	35,409
少数株主利益	602	264	2,236
資産及び負債の増減:			
未収営業貸付金利息	166	95	805
未払法人税等及び未払費用	5,521	2,161	18,306
その他の負債増減	3,704	4,897	41,484
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,270	23,676	200,559
投資活動によるキャッシュ・フロー			
営業貸付金の純増額	82,347	40,581	343,761
債権の買取による支出	19,779	19,579	165,853
買取債権の回収による収入	6,956	12,872	109,039
買取債権の譲渡による収入	711	-	-
投資有価証券の取得	26,794	12,207	103,405
投資有価証券の売却	12,707	10,323	87,446
販売用不動産の取得	24,699	55,209	467,675
販売用不動産の売却	5,395	13,411	113,604
固定資産の取得	6,368	5,270	44,642
固定資産の売却	3	13	110
関連会社への投資	46	3,732	31,614
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出(純額)	554	-	-
その他の資産増減	1,161	116	983
投資活動によるキャッシュ・フロー	135,976	99,843	845,768
財務活動によるキャッシュ・フロー			
拘束性預金	2,571	6,914	58,568
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	65,900	123,600	1,047,014
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	39,400	126,500	1,071,580
短期借入債務による収入	107,472	278,600	2,360,017
短期借入債務の返済による支出	87,144	251,860	2,133,503
長期借入債務による収入	141,918	130,888	1,108,751
長期借入債務の返済による支出	76,425	73,508	622,685
キャピタル・リース債務の返済による支出	614	641	5,430
株式の発行による収入	-	8,000	67,768
新株発行費	77	99	839
自己株式の取得	2	-	-
自己株式の売却	2,209	496	4,201
配当支払額	2,571	1,958	16,586
少数株主への配当金の支払額	99	214	1,813
子会社の新株発行に伴う少数株主の払込額	79	1,548	13,113
財務活動によるキャッシュ・フロー	108,675	81,438	689,860
現金及び現金同等物に係る換算差額	182	213	1,804
現金及び現金同等物の純(減少)増加額	2,849	5,484	46,455
現金及び現金同等物の期首残高	25,709	22,860	193,647
現金及び現金同等物の期末残高	22,860	28,344	240,102

連結財務諸表に添付されている重要な会計方針及びその他の注記を参照してください。

連結財務諸表注記

1. 当社の事業内容及び連結財務諸表作成の基本的事項

NIS グループ(株)(旧社名:株ニッシン)は、昭和 35 年に愛媛県で設立され、全国に事業展開をしてきました。当社及び子会社は主に日本国内で事業を行っており、現在、東京都と松山市に本社があります。当社は主に日本国内で金融事業を展開しているため、日本における経済環境の悪化や資金調達環境の変化によるリスクを負っています。

当社は、貸付を中心とした総合金融サービスを、中小企業のオーナー、個人事業主、一般消費者などへ提供することを主たる事業として展開しているノンバンクです。当社グループは多様なローン商品を提供しており、それらの商品は、担保付ローン、事業者向ローン、消費者向ローン及びその他のローンに分類されます。

- 担 保 付 ロ ー ン : 主に不動産開発事業者を対象とし、中小規模商業用・住宅用ビルの開発運転資金に利用される不動産担保ローン。流動性が高く、通常は 2 年以内に完済となります。
- 事 業 者 向 ロ ー ン : 中小企業のオーナー向けのローン。主に第三者の保証人が 1 人以上必要な無担保ローンと、無担保で保証人が不要なリボルビングローン。
- 消 費 者 向 ロ ー ン : 複数の金融会社から融資を受けている一般消費者を対象とし、第三者の保証人が 1 人以上必要な、債務を一本化するためのローンと、無担保・固定金利のリボルビングローン。
- そ の 他 の ロ ー ン : ファイナンス・リースや割賦ローン、手形割引、その他の融資。

当社グループは、信用保証、オペレーティング・リース等のその他の金融サービスも提供しています。

また、当社グループは、投資銀行事業、債権管理回収事業、不動産事業及び中国関連事業の四事業への経営資源の一層の傾注によって、更なる発展と収益性の向上を目指しています。

当社が 73.8%を保有する連結子会社であるニッシン債権回収(株)は、主に金融機関から不良債権を購入し、債権管理回収業務を行っています。また、同社は転売を目的として、金融機関の不良債権処理に関連した不動産の取得も行っています。

平成 12 年 6 月に設立した NIS 不動産(株)(100%子会社)の事業内容は、不動産売買・開発、アセットマネジメント等です。同社は、主に転売用の商業用・住宅用賃貸不動産に対する投資を行っています。近年、不動産事業が当社の連結財務諸表に与える影響の重要性が増したため、当会計年度から独立した事業セグメントとして開示しています。

連結財務諸表は、当社及び当社が過半数の株式を保有するすべての子会社、そして米国財務会計基準審議会(以下、FASB)解釈指針(以下、FIN)第 46(R)号「変動持分事業体の連結(Consolidation of Variable Interest Entities)」に基づき、当社が優先受益者とみなされる変動持分事業体の勘定を含んでいます。なお、連結会社間の全ての重要な債権、債務並びに取引、未実現利益及び損失は、連結財務諸表上相殺消去されています。また、決算日が異なる会社については、連結決算日から 3 ヶ月以内に実施した当該会社の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

当社グループが 20%以上 50%以下の株式を保有している関係会社への投資で、当該会社の事業及び財政に重要な影響を与えることができる投資については持分法を適用しています。

当社は、子会社及び関連会社の新株発行による持分変動差額は売却とみなし、損益として認識しています。

当社及び国内子会社は、日本で一般に公正妥当と認められた会計基準(日本会計基準)に準拠し、会計帳簿を作成しています。また、海外子会社は、所在する国で一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠し、会計帳簿を作成しています。添付の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準(米国会計基準)に準拠するように、調整や勘定項目の変更を行っています。これらの調整は、日本会計基準により作成された法定帳簿には記録されていません。

添付の連結財務諸表は、米国会計基準の四半期財務情報開示規定に準じて作成されています。従って、当社グループは米国会計基準に基づく年次報告の一部しか開示していません。経営陣は、四半期連結財務諸表の適正な開示に必要なとされる調整がすべて含まれていると判断しています。四半期財務情報開示であるため、平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度の年次報告書(Form 20-F)の連結財務諸表の注記情報と併せて読む必要があります。

米国会計基準によって作成された連結財務諸表の数値の中には当社の経営者の見積りや予測に基づく数値も含まれており、これらの見積りや予測は当該連結財務諸表及び注記事項に影響を与える可能性があります。当社は貸倒引当金、債務保証損失引当金、利息返還損失引当金及び担保資産評価の決定に際して、重要な見積り・予測を行っています。ただし、実績がこれらの見積り・予測と異なり、利益に大幅な違いが出る可能性があります。

連結財務諸表は日本円で表記されていますが、読者の方々の便宜に供するために、平成 19 年 3 月 31 日現在の為替レート(1 米ドル当たり 118.05 円)で、日本円から米ドルへの換算額を表示しています。しかし、連結財務諸表中に記載された日本円の金額が、実際にこの為替レートもしくは他の為替レートによって、米ドルに換金される、換金されうる、また将来換金されることを意味するものではありません。

当社グループはこれまで主に貸金業に重点を置いていましたが、最近では多様な金融ビジネスを展開しています。当社グループの事業戦略の変化を連結財務諸表に反映するため、当社グループは連結損益計算書の様式を変更しました。過去の連結財務諸表は当会計年度の表示に合わせ、組替表示を行っています。これらの組替表示による過去の損益及び純資産への影響はありません。

2. 重要な会計方針の概要

(a) 貸付金の利息収入

貸付金の利息収入は、法定金利を超える利息部分を除いて、発生主義で計上しています。日本では、貸金業者に適用される2種類の上限金利が貸金業規制法により定められています。一つは出資法に基づく上限金利(以下「出資法上限金利」)であり、もう一つは出資法上限金利より低い利息制限法による上限金利(以下「利息制限法上限金利」)です。

当社グループのローン商品の一部には、約定金利が出資法上限金利以下であるものの、利息制限法上限金利を上回っているもの(以下「超過利息」)があります。しかし、債務者が支払った利息制限法上限金利の超過利息分は有効な利息の弁済とみなされても、当社グループでは利息制限法上限金利を超える利息部分については未収計上していません。債務者は当社グループに対して支払った超過利息の返還を請求する可能性がありますが、当社グループは過去に回収した返還可能性がある超過利息分の見積りが可能であると考えているため、超過利息分を回収時に利息収入として認識しています(下記「利息返還損失引当金及び引当金繰入額」参照)。

当社グループは連結貸借対照表日現在において、利息制限法上限金利と契約金利のどちらか低い金利によって、未収利息を計上しています。未収計上していない利息制限法上限金利を上回る契約金利相当利息は、回収時に利息収入として計上しています。貸付金の元本を貸倒償却した場合や全額又は一部に貸倒引当金を設定した場合には、未収利息の計上は中止されます。貸倒償却する前に計上している貸付金の未収利息分は、利息収入から控除され、貸倒償却する元本部分は、貸倒引当金で填補されます。

(b) 利息返還損失引当金及び引当金繰入額

利息制限法により、超過利息は無効と定められている一方、債務者が超過利息を任意に支払ったときはその返還を請求することができないと定めています。他方、貸金業規制法では、貸金業者の貸付契約の超過利息について、債務者または保証人が利息として任意に支払い、かつ、所定の書面交付の要件が充たされている場合は、利息制限法の規定にかかわらず、出資法上限金利の範囲内で有効な利息の債務の弁済とみなす(以下「みなし弁済」)とされています。しかし、最高裁判所は、最近、貸金業者による超過利息のみなし弁済の適用に関して否定的な影響を及ぼす判決を下しており、結果として超過利息の返還請求が増加しました。特に、平成18年1月、最高裁判所は、貸金業規制法上のみなし弁済の任意弁済要件は厳格に解釈されるべきであり、貸付契約の「期限の利益の喪失」の約定は超過利息の支払遅滞については無効であり、債務者にそれが無効でないとの誤解を生じさせない特段の事情のない限り超過利息の支払を事実上強制することになるから、みなし弁済の要件である弁済の任意性が否定されると判断しています。これらの判例を受けて、超過利息返還請求に関する紛争は債務者側に有利に変化し、当会計年度における債務者による返還請求は急増しました。その結果、当社グループは利息返還損失引当金と超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金を追加計上しました。超過利息に対する返還請求の効力は、債務者が当該超過利息を支払った時点から10年間です。

利息返還損失引当金と超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金の計上には、当社グループの重要な見積りと判断を伴います。当社グループは、過去の超過利息返還実績及び最近の超過利息返還状況を踏まえた経営者の判断により、利息返還損失引当金と超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金を計上しています。なお、当社グループは、現在の貸付債権及び過去に完済・償却された債権から発生すると予測される将来の超過利息返還に備えるため、利息返還損失引当金と利息返還にかかわる貸倒引当金の計上方法の見直しを行いました。この計上方法は、平成18年10月13日に日本公認会計士協会から公表された「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に準拠しており、具体的には、超過利息返還請求の傾向、各商品の平均貸付期間、債権の完済・償却から超過利息返還請求までの期間などを分析しています。

当社グループは、これまでに受け取った利息収入に含まれる超過利息分の全額を把握しているわけではありません。過去数年の超過利息収入は利息収入の約30%で、平成18年及び平成19年の各3月31日に終了した会計年度の超過利息収入はそれぞれ11,776百万円及び9,858百万円(83,507千円)でした。現在、超過利息返還請求額は、超過利息収入を大幅に下回るものですが、理論上では、当社グループが過去10年間に受け取ってきた超過利息分の返還を債務者から請求されるリスクを負っています。債務者は、当社グループに支払った超過利息の返還を請求する可能性があります。当社グループは過去に回収した返還可能性がある超過利息分の見積りが可能であると考えているため、超過利息分を回収時に利息収入として認識しています。

債務者に対して超過利息を返還する場合、超過利息の金額は、まず貸付金残高に充当され債権の元本部分と相殺されます。当社グループは、超過利息返還請求による返還額を貸付金残高に充当し、債権の元本部分と相殺する法律上の権利があります。当該金額が債権の元本残高よりも大きい場合、もしくは過去の完済・償却によって債権残高が存在しない場合は、債務者に対してその差額を現金で返還します。当社グループの連結貸借対照表においては、超過利息返還請求による返還額のうち、(i)貸付金残高に充当される部分については貸倒引当金で填補され、(ii)現金による超過利息返還額は利息返還損失引当金で填補されます。連結損益計算書上において、超過利息返還による元本棄損に対する引当金繰入額及び現金による超過利息返還に対する引当金繰入額は「利息収入返還損失引当金繰入額」に含まれ、利息返還損失引当金は連結貸借対照表上の「その他の負債」に計上されています。平成18年及び平成19年の各3月31日現在における利息返還損失引当金は、それぞれ590百万円及び4,952百万円(41,948千円)でした。また、平成18年及び平成19年の各3月31日現在、超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金は、それぞれ2,141百万円及び5,213百万円(44,159千円)でした。

当社グループはこれまで超過利息返還関連費用(現金による超過利息返還金及び利息収入返還損失引当金繰入額)を利息収入から直接控除していましたが、現金による超過利息返還金の急増を考慮し、超過利息返還関連費用と超過利息返還による元本棄損に対する引当金繰入額を「利息収入返還損失引当金繰入額」として連結損益計算書上に区分掲記しています。また、上記の最高裁判決などを受けて、貸金業規制法、出資法及び利息制限法の改正法が平成18年12月20日に公布され、今後3年間に順次施行が予定されています。改正法の施行に伴い(i)公布後約3年後の貸金業規制法上のみなし弁済制度の廃止、(ii)公布後約3年後の出資法上限金利の29.2%から20%への引き下げ、(iii)公布後1年以内の契約書面の交付要件の追加、などが行われます。

この経営環境の変化に対応するため、平成 18 年 6 月に、当社グループは超過利息の支払遅滞に関する「期限の利益の喪失」の約定をすべての貸付契約書から削除し、さらに、平成 18 年 10 月 1 日以降の新規契約における貸付金利の大部分を利息制限法上限金利まで引き下げました。従って、同日以降に発生した貸付については債務者からの超過利息分に対する返還請求のリスクは減少していくと思われま

(c) 営業貸付金と貸倒引当金

営業貸付金は、元本に繰延貸付費用を加算した金額から貸倒引当金を差し引いた純額で計上しています。貸倒引当金については、当社グループの貸付金の構成内容から既に把握しているリスクや内在するリスクを考慮し、貸倒損失額を推定して適切な貸倒引当額を経営者の判断によって設定しています。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金の繰入によって行っています。貸倒引当金を設定するにあたっては個人別及びポートフォリオ別に検討します。貸倒引当金の適正性を判断する上で、経営者は、失業率や自己破産件数などの現在の経済情勢や過去の貸倒実績を含め、各種の要因を考慮します。また、金利、元本、貸出期間等の貸付条件を組み直した債権は和解債権に区分され、その債権に対する引当金は、過去の回収実績や債務者の状況に基づいて計上しています。

当社グループの会計方針では、各商品の過去の実績から合理的に判断した回収可能性及び返済の延滞期間に基づき、営業貸付金を償却し、未収利息の計上を中止しています。

(d) 貸付費用

当社グループは成約した貸付に係る直接的な貸付費用を資産計上しています。これらの貸付費用は、貸付時の受取手数料の控除後、貸付契約期間にわたって償却しています。平成 19 年 3 月 31 日現在、この貸付契約期間は平均約 48 ヶ月間です。

(e) 買取債権と収益の認識

買取債権は外部から購入した不良債権です。連結貸借対照表上には、取得原価から購入後の債権の劣化による損失を予測して設定された貸倒引当金を控除した金額が計上されています。これらの債権は、当初購入した時点で返済が遅れており、債務者の過去の返済実績もないことから、取得原価を全額回収した後、それ以降の受取金額を買取債権利息収入として計上しています。債権残元金額の一部を回収できないと予測した場合、回収不能額について貸倒引当金を計上しています。また、回収不能と判断した場合、残元金額を貸倒償却します。

当社グループは債務者との交渉により返済能力を判断した上で、将来の返済のキャッシュ・フローを見積ることが可能な債権については、そのキャッシュ・フローに基づいて買取債権残高及び利息相当額を計上しています。金利変動や回収状況を勘案し、将来利回りの調整を行います。しかし、債務不履行や法的手段の適用により、これらの債権の帳簿価額が将来の返済の見積キャッシュ・フローによって計算された現在価値を上回っている場合、その差額を貸倒引当金として計上しています。平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日現在において、買取債権のうちそれぞれ 927 百万円及び 1,284 百万円(10,877 千米ドル)はそれらのキャッシュ・フローに基づいて買取債権残高及び利息相当額を計上しています。

(f) 保証

当社グループの保証債務の会計処理は、FIN 第 45 号「保証の会計処理及びその他間接的な保証債務を含む担保の開示規定(Guarantor's Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others)」を適用しています。当社グループは、関連会社や非関連会社に対して保証業務を行い、債務保証残高に基づき発生主義で保証料を受け取っています。当社グループは、保証業務内容に関して既に把握しているリスクや内在するリスクを考慮し、経営者の判断により、推定される債務保証損失に対して適切な引当金を設定しています。債務保証損失引当金繰入額は受取保証料から控除されます。債務保証損失引当金の適正性を判断する上で、経営者は現在の経済情勢や類似商品の過去の保証履行実績を含め、様々な要因を考慮します。

なお、延滞が生じている債権に対しては、債務保証を履行します。その際、相手先企業より求償した債権金額からみなし回収不能額(通常、債権残高の 100%)の引当金を控除した金額が連結貸借対照表上に計上されます。当社グループは、一連の審査手続を実施することにより、保証業務に係るリスクに対処しています。当社グループは、原契約が締結される前に、債務保証を引き受けるか否かを決めることができます。

会社の通常の事業活動において、当社グループの経営者もしくはサービス提供関係者に対する訴訟等が起こされた場合、当社グループは彼らに対して損害額の補償を行う可能性があります。これらの訴訟は保険によって完全にカバーされていると考えています。

(g) 株式報酬費用

平成 16 年 12 月に、FASB は、SFAS 第 123 号「株式に基づく報酬の会計処理(Accounting for Stock-Based Compensation)」の改訂である SFAS 第 123R 号(2004 改訂)「株式報酬(Share-Based Payment)」を公表しました。SFAS 第 123R 号は、従業員の役務の対価としてのストック・オプションや他の株式による報酬について、付与時の公正価値により費用計上することを要求しています。

当社グループは、平成 18 年 4 月 1 日から始まる会計年度から、修正プロスペクティブ法により、SFAS 第 123R 号を適用しています。従来、当社グループは株式報酬制度について、SFAS 第 123R 号において認容されていた会計原則審議会意見書(以下、APB)第 25 号「従業員に発行した株式の会計処理(Accounting for Stock Issued to Employees)」に基づく会計処理を行っていました。APB 第 25 号では、ストック・オプションの付与日、もしくは他の基準日における株式市場での株価が、当該ストック・オプションの行使価額を上回る場合において、その差額を繰延報酬費用として計上し、従業員の役務提供期間にわたり償却します。

平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度において、当社グループは SFAS 第 123R 号に基づきブラック・ショールズモデルを使用し、383 百万円 (3,244 千米ドル) の株式報酬費用を計上しました。また、平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度において、当社グループが SFAS 第 123R 号を適用せず、APB 第 25 号による会計処理を継続した場合、1 株当たり当期純損失及び 1 株当たり潜在株式調整後当期純損失は、それぞれ 8.66 円 (0.073 米ドル) 及び 8.68 円 (0.074 米ドル) となります。

3. 最近公表された会計方針

平成 18 年 6 月、FASB は FIN 第 48 号「法人所得税の不確定性に関する会計処理 - SFAS 第 109 号の解釈指針 (Accounting for Uncertainty in Income Taxes - an Interpretation of FASB Statement No. 109)」を公表しました。この指針は SFAS 第 109 号「法人所得税の会計処理 (Accounting for Income Taxes)」に従って計上する法人税等において不確定な点がある際の会計処理を明確化することを定めるものです。FIN 第 48 号は、税務申告における税務上の立場の財務諸表上での認識と測定のための基準及び尺度を規定し、更に、認識の中止、計上区分、利息及び罰則、開示や移行措置についてのガイダンスを定めています。FIN 第 48 号は平成 19 年 4 月 1 日から始まる会計年度から当社グループに適用されます。当社グループは現在 FIN 第 48 号の適用が財務諸表に及ぼす影響を評価中です。平成 19 年 3 月 31 日現在において、当社は利息返還損失に関して従来どおりの税務上の立場をとっていますが、この税務上の偶発債務が連結損益計算書に与える影響は軽微であると判断しています。

平成 18 年 9 月、FASB は SFAS 第 157 号「公正価値による測定 (Fair Value Measurements)」を公表しました。SFAS 第 157 号は、公正価値による測定の枠組みを確立し、公正価値の定義を明らかにするとともに、公正価値測定に関する開示範囲を拡大しています。また、SFAS 第 157 号は公正価値による評価を要求又は許可する他の会計原則のもとで適用されるものであり、これにより新たに公正価値による測定を要求するものではありません。SFAS 第 157 号は平成 20 年 4 月 1 日から始まる会計年度から当社グループに適用されます。当社グループは現在 SFAS 第 157 号の適用が財務諸表に及ぼす影響を評価中です。

平成 19 年 2 月、FASB は SFAS 第 159 号「金融資産及び金融負債に対する公正価値評価のオプション (The Fair Value Option for Financial Liabilities)」を公表しました。SFAS 第 159 号は、現在公正価値での評価を求められていない金融商品や特定のその他の資産や負債に対し、商品ごとに公正価値での測定を認めるものです。当社グループでは現在、SFAS 第 159 号で定められているオプションを選択するか否かを検討していますが、オプションを選択した場合には、SFAS 第 159 号は平成 20 年 4 月 1 日から始まる会計年度から当社グループに適用されます。

4. 営業貸付金

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日現在の営業貸付金の商品別残高です。

	前会計年度末 (H18.3.31)	当会計年度末 (H19.3.31)	対前会計年度末 比較増減額	当会計年度末 (H19.3.31)
担保付ローン	91,610 百万円	139,691 百万円	48,081 百万円	1,183,321 千米ドル
事業者向ローン	90,729	81,688	9,041	691,978
消費者向ローン	44,158	34,959	9,199	296,137
その他のローン	10,681	14,605	3,924	123,719
貸付金残高合計	237,178	270,943	33,765	2,295,155
貸倒引当金	11,003	18,537	7,534	157,027
繰延貸付費用(収入)	228	1,626	1,398	13,774
営業貸付金(純額)	225,947	250,780	24,833	2,124,354

5. 営業貸付金に係る貸倒引当金

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日に終了した会計年度における営業貸付金に係る貸倒引当金の増減です。

	前会計年度 (H17.4.1～ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)
期首残高	10,034 百万円	11,003 百万円	969 百万円	93,206 千米ドル
貸倒引当金繰入額	5,923	10,853	4,930	91,936
利息収入返還損失引当金繰入額(元本棄損部分)	2,354	6,528	4,174	55,298
貸倒償却額(償却債権回収額控除後)	7,308	9,847	2,539	83,413
期末残高	11,003	18,537	7,534	157,027

以下は、上記の貸倒引当金のうち、貸倒及び利息返還の区分別貸倒引当金の内訳です。

	前会計年度 (H17.4.1～ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)
貸倒関連部分	8,862 百万円	13,324 百万円	4,462 百万円	112,868 千米ドル
利息返還関連部分	2,141	5,213	3,072	44,159
貸倒引当金合計	11,003	18,537	7,534	157,027

6. 利息収入

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日に終了した会計年度における利息収入の内訳です。

	前会計年度 (H17.4.1～ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1～ H19.3.31)
担保付ローン	2,886 百万円	7,818 百万円	4,932 百万円	66,226 千米ドル
事業者向ローン	16,951	16,566	385	140,330
消費者向ローン	9,325	7,525	1,800	63,744
その他のローン	1,095	1,517	422	12,851
貸付金利息収入総額	30,257	33,426	3,169	283,151
繰延貸付(費用)収入償却額	431	280	711	2,372
総利息収入	29,826	33,706	3,880	285,523
利息収入返還損失引当金繰入額	3,331	12,664	9,333	107,276
純利息収入	26,495	21,042	5,453	178,247

7. 買取債権

当社グループは主に、金融機関等から不良債権を購入して回収業務を行っています。平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日現在の買取債権残高に対する購入時原債権残高は、それぞれ 1,643,039 百万円及び 2,227,668 百万円(18,870,546 千米ドル)です。

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日現在における買取債権残高です。

	前会計年度末 (H18.3.31)	当会計年度末 (H19.3.31)	対前会計年度末 比較増減額	当会計年度末 (H19.3.31)
買取債権	25,947 百万円	31,565 百万円	5,618 百万円	267,386 千米ドル
貸倒引当金	1,792	2,655	863	22,490
買取債権(純額)	24,155	28,910	4,755	244,896

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日に終了した会計年度における買取債権の推移です。

	前会計年度 (H17.4.1~ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1~ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1~ H19.3.31)
買取債権:				
買取債権期首残高	14,863 百万円	25,947 百万円	11,084 百万円	219,797 千米ドル
債権買取額	19,779	19,565	214	165,735
債権回収額 ^(A)	7,308	13,087	5,779	110,860
債権譲渡額 ^(B)	711	-	711	-
貸倒償却額	676	833	157	7,057
その他	-	27	27	229
買取債権期末残高	25,947	31,565	5,618	267,386
貸倒引当金:				
貸倒引当金期首残高	1,282	1,792	510	15,180
貸倒引当金繰入額	1,186	1,696	510	14,367
貸倒償却額	676	833	157	7,057
貸倒引当金期末残高	1,792	2,655	863	22,490
買取債権(純額)	24,155	28,910	4,755	244,896

(A)平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日に終了した会計年度において、物件担保権行使を含む現預金以外の回収として、それぞれ 352 百万円及び 218 百万円(1,847 千米ドル)が含まれています。

(B)持分法適用会社に公正価格で譲渡しています。なお、この取引による損益はありません。

(C)平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日現在における買取債権のうち、それぞれ 23,228 百万円及び 27,626 百万円(234,019 千米ドル)は回収原価法により算定されているため、買取債権の取得価額と予想回収キャッシュ・フローとの差額に重要性はありません。

債務不履行の際、債務者の担保資産に対し、当社グループが担保権を実行することができます。それにより取得した資産は、売却を目的として保有し、「販売用不動産」に含めて表示しています。

8. 短期及び長期借入債務

借入時において満期日の到来が12ヶ月以内のものを短期借入債務としています。平成18年及び平成19年の各3月31日現在における短期借入債務は、以下のとおりです。

	前会計年度末 (H18.3.31)	当会計年度期末 (H19.3.31)	対前会計年度末 比較増減額	当会計年度末 (H19.3.31)
銀行借入金	30,283 百万円	57,037 百万円	26,754 百万円	483,159 千米ドル
コマーシャル・ペーパー	30,000	27,100	2,900	229,564
再割手形	128	121	7	1,025
短期借入債務合計	60,411	84,258	23,847	713,748

平成18年及び平成19年の各3月31日現在の銀行借入金の利率は固定もしくは変動であり、その契約金利はそれぞれ0.993%～5.022%及び1.075%～2.505%の範囲内で、期末加重平均利率は、それぞれ1.374%及び1.961%です。平成18年及び平成19年の各3月31日現在のコマーシャル・ペーパーの利率はそれぞれ0.300%～1.000%及び1.300%～2.200%の範囲内で、期末加重平均利率は、それぞれ0.682%及び1.894%です。平成18年3月31日現在の再割手形の利率はすべて2.375%で、平成19年3月31日現在の再割手形の利率は2.625%～2.875%の範囲内で、期末加重平均利率は2.695%です。すべての短期借入債務の契約期間は約1ヶ月から12ヶ月であり、通常は金利や他の条件の再交渉を行い満期日に借り替えを行っています。

平成18年及び平成19年の各3月31日現在における長期借入債務は、以下のとおりです。

	前会計年度末 (H18.3.31)	当会計年度末 (H19.3.31)	対前会計年度末 比較増減額	当会計年度末 (H19.3.31)
1.90% 無担保普通社債(償還期限平成18年7月31日)	500 百万円	- 百万円	500 百万円	- 千米ドル
0.45% 無担保普通社債(償還期限平成18年9月27日)	500	-	500	-
0.64% 無担保普通社債(償還期限平成19年3月26日)	500	-	500	-
0.67% 無担保普通社債(償還期限平成19年9月27日)	500	500	-	4,235
1.18% 無担保普通社債(償還期限平成20年2月25日)	7,500	7,500	-	63,532
1.55% 無担保普通社債(償還期限平成20年9月19日)	150	90	60	762
1.17% 無担保普通社債(償還期限平成20年6月20日)	7,500	7,500	-	63,532
1.08% 無担保普通社債(償還期限平成20年9月16日)	10,000	10,000	-	84,710
1.21% 無担保普通社債(償還期限平成21年9月18日)	-	450	450	3,812
1.45% 無担保普通社債(償還期限平成21年3月27日)	1,000	700	300	5,930
2.73% 無担保普通社債(償還期限平成22年2月26日)	-	5,000	5,000	42,355
2.29% 無担保普通社債(償還期限平成21年3月23日)	-	10,000	10,000	84,710
1.70% 無担保転換社債(償還期限平成18年9月29日) ^(A)	822	-	822	-
社債合計	28,972	41,740	12,768	353,578
銀行及びその他の金融機関からの借入金 ^(B)	169,952	219,077	49,125	1,855,799
長期借入債務合計	198,924	260,817	61,893	2,209,377

(A) 平成13年9月13日に当社は平成18年9月29日償還の利率1.7%の無担保転換社債を額面で100億円発行しました。この社債の転換価格は1株当たり818円(6.93米ドル)で発行日の市場価格の1.3倍となっています。平成18年及び平成19年の各3月31日に終了した会計年度において、それぞれ8,120百万円及び774百万円(6,557千米ドル)の転換社債が、それぞれ9,927株及び946株の普通株式に転換されました。

(B) 当社は、資金調達のために営業貸付金を信託銀行に信託し、その優先受益権を第三者に売却しました。これらの取引はすべて日本法に基づく真正譲渡です。しかし、当社はその受益権の買戻オプションを留保していることから、財務諸表上では当該債権の消滅を認識していません。なお、売却代金は長期負債として認識しています。平成18年及び平成19年の各3月31日現在、信託している営業貸付金残高はそれぞれ30,907百万円及び36,778百万円(311,546千米ドル)、対応する長期借入債務はそれぞれ21,670百万円及び26,957百万円(228,352千米ドル)です。

平成18年及び平成19年の各3月31日現在、銀行及びその他の金融機関からの長期借入金の加重平均利率は、それぞれ1.462%及び1.978%となっています。

なお、平成18年及び平成19年の各3月31日現在、取引銀行とのシンジケートローン契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約の極度額の空枠合計は、それぞれ5,927百万円及び1,050百万円(8,895千米ドル)となっています。

9. 契約債務及び偶発債務

前述のとおり、当社グループは、利息制限法上限金利を上回る契約金利相当利息は、回収時に利息収入として計上します。債務者は、当社グループに支払った超過利息に対して返還請求をする可能性があります。債務者に対する貸付金の金利に影響を与える最高裁判所の最近の判例と、その後の経営環境の変化により、当社グループに対する債務者からの超過利息返還請求は急増しました。債務者は、超過利息を支払った時点から10年間は当該超過利息の返還を請求することができます。当社グループは、債務者による超過利息返還請求に伴い、平成18年及び平成19年の各3月31日に終了した会計年度において、それぞれ387百万円及び1,774百万円(15,028千円)を債務者に対して現金で返還し、また、それぞれ2,145百万円及び3,456百万円(29,276千円)を貸付金残高に充当し債権の元本部分と相殺しました。当社グループは、これらの超過利息返還額が増加すると見込んでいます。平成19年3月31日現在、当社グループが計上した利息返還損失引当金及び超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金の合計は、10,165百万円(86,108千円)です。

当社は、一部ローン商品の顧客との間に限度借入契約を締結していますが、法律上必ず実行しなければならないものではありません。各契約の与信枠について、顧客の債務状況及び信用力に基づき、定期的に見直しを行っています。以下は、平成18年及び平成19年の各3月31日現在の融資未実行残高です。

	前会計年度末 (H18.3.31)	当会計年度末 (H19.3.31)	対前会計年度末 比較増減額	当会計年度末 (H19.3.31)
残高のある顧客に対する融資未実行残高	9,642 百万円	7,398 百万円	2,244 百万円	62,668 千円
残高のない顧客に対する融資未実行残高	48,037	46,110	1,927	390,598
融資未実行残高合計	57,679	53,508	4,171	453,266

当社グループは、通常の事業活動において、訴訟や支払請求のリスクを負っています。経営者の見解としては、このような訴訟や支払請求による損害は、仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

当社は、㈱三洋倶楽部との契約に基づいて、同社の貸付金債権残高の4割を当社が保証し、受取利息の4割を保証料として当社が受け取り、発生した営業費用の4割を当社が負担しています。当社は、顧客(債務者)が月末時点において利息充当日から起算して120日以上が経過している債権、もしくは、破産・民事再生手続開始・会社整理開始・会社更生手続開始・特別清算開始・調停申立及び弁護士介入があった債権に対し、債務保証を履行します。また、貸付契約に基づき、債務者は、保証人または担保を必要とされていません。

当社は、平成18年4月14日まで25%を保有し、持分法適用関連会社であった新生ビジネスファイナンス㈱の以下の商品につき貸付金残高の保証を行い、保証料を受取っています。

スリーエスローン：当社はスリーエスローンの貸付金債権残高の全額を保証し、受取利息より債権残高に対する年利4%相当額を控除した額を保証料として受け取っています。当社は、各月末において14日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行します。スリーエスローンは、中小企業向無担保ローンで、生計を異にする第三者の保証人が1人以上必要です。

ビジネスローン：当社はビジネスローンの貸付金債権残高の1割を保証し、受取利息の1割を保証料として受け取っています。当社は、貸付金債権残高が各月末において90日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行します。ビジネスローンは中小企業向無担保ローンです。

当社は、平成19年2月22日まで30%を保有し、持分法適用関連会社であった中央三井ファイナンスサービス㈱の以下の商品につき貸付金残高の保証を行い、保証料を受け取っています。

ビジネスカードローン：当社はビジネスカードローンの貸付金債権残高の1割を保証し、受取利息の1割を保証料として受け取っています。当社は、支払約定日の翌日から90日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行します。ビジネスカードローンは中小企業向無担保ローンです。

不動産ファイナンス：当社は不動産ファイナンスの貸付金債権残高の1割を保証し、受取利息の1割を保証料として受け取っています。当社は、支払約定日の翌日から30日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行します。

また、連結子会社のNISリース㈱は売掛債権の保証を行っており、保証料は顧客の信用度及び契約期間によって決められています。平成18年及び平成19年の各3月31日現在、保証料率はそれぞれ0.38%から21.60%及び0.15%から4.00%であり、加重平均保証料率はそれぞれ2.25%及び1.08%です。

当社グループはすべての債務保証損失及び売掛債権保証損失の見積額に対し債務保証損失引当金を計上し、「その他の負債」に含めて表示しています。

なお、債務保証を履行した際、その対象となった債権金額は、見積回収不能額の引当金を控除した上で連結貸借対照表上に計上されます。平成18年及び平成19年の各3月31日現在において、求償された債権はそれぞれ663百万円及び1,166百万円(9,877千円)であり、それに対する引当金をそれぞれ588百万円及び923百万円(7,819千円)控除し、連結貸借対照表上の「その他の資産」に含めて計上されています。

また、当社はこれまで新生ビジネスファイナンス㈱及び中央三井ファイナンスサービス㈱の銀行借入金に対する保証をしており、これに対し、それぞれ保証料を受け取っていました。しかし、平成18年及び平成19年の各3月31日に終了した会計年度において、それぞれ新生ビジネスファイナンス㈱及び中央三井ファイナンスサービス㈱の銀行借入金に対する当社の保証責任が解除されています。

以下は、平成18年及び平成19年の各3月31日現在の債務保証、売掛債権保証、他社の借入に対する保証及び債務保証損失引当金の残高です。

	前会計年度末 (H18.3.31)	当会計年度末 (H19.3.31)	対前会計年度末 比較増減額	当会計年度末 (H19.3.31)
債務保証残高	11,886 百万円	17,555 百万円	5,669 百万円	148,708 千米ドル
売掛債権保証残高	964	908	56	7,692
他社の借入に対する保証残高				
中央三井ファイナンスサービス㈱	1,920	-	1,920	-
債務保証損失引当金	629	1,066	437	9,030

以下は、平成18年及び平成19年の各3月31日に終了した会計年度において、上記記載のとおり当社グループが受け取った保証料及び支払った営業費用です。

	前会計年度 (H17.4.1 ~ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)
受取保証料				
債務保証及び売掛債権保証	1,386 百万円	1,880 百万円	494 百万円	15,926 千米ドル
他社の借入に対する保証	20	45	25	381
受取保証料総額	1,406	1,925	519	16,307
営業費用	898	1,337	439	11,326
受取保証料(純額)	508	588	80	4,981

平成18年及び平成19年の各3月31日に終了した会計年度において、当社グループの債務保証の履行による支払金額は、それぞれ607百万円及び1,299百万円(11,004千米ドル)でした。

平成19年7月、東京国税局は、大手消費者金融会社一社に対し法人税の追徴課税を行いました。これは、日本公認会計士協会より利息返還損失引当金の計上に関する監査上の取扱いが見直されたことに伴い、貸倒引当金繰入限度額(無税枠)の計算において、利息の返還による損失額を含めるものではないとする、税法上の新たな見解を国税局が示したものです。この監査上の取扱いは超過利息の返還に関する最高裁判例を受け、平成18年9月中旬から導入されました(連結財務諸表注記「2. 重要な会計方針の概要」参照)。当該会社はこの決定について不服の申し立てを検討中であると公表されており、この見解が税法上、適正であるかは決定していません。

当社は、同様の指摘を受けていませんが、国税局の見解に従って日本における法人税、住民税及び事業税を計算した場合、平成19年3月31日現在の連結貸借対照表において、繰延税金資産が830百万円(7,031千米ドル)増加します。また、連結損益計算書において、営業費用が9百万円(76千米ドル)増加し、法人税、住民税及び事業税が3百万円(25千米ドル)減少します。この結果、当期純損失が6百万円(51千米ドル)増加します。

当社は平成19年3月31日現在の連結貸借対照表において、当該偶発債務は合理的に発生し得るものの、確実性を持つものではないとの見解から、SFAS第5号「偶発事象の会計処理(Accounting for Contingencies)」に基づき、偶発債務に対する引当金は計上していません。

10. その他の包括利益の累計額

平成 18 年 3 月 31 日に終了した会計年度における包括利益は 5,854 百万円であり、また、平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度における包括損失は 5,374 百万円 (45,522 千米ドル) でした。以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日に終了した会計年度におけるその他の包括損失の内訳です。

	前会計年度 (H17.4.1 ~ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)
投資有価証券未実現利益の純増減額	2,765 百万円	3,974 百万円	1,209 百万円	33,664 千米ドル
デリバティブの未実現損失の増減額	4	-	4	-
為替換算調整勘定の増減額	160	210	50	1,780
その他の包括損失合計	2,601	3,764	1,163	31,884

11. キャッシュ・フローの追加情報

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 3 月 31 日に終了した会計年度における現預金を伴わない投資活動及び財務活動です。

	前会計年度 (H17.4.1 ~ H18.3.31)	当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)	対前会計年度 比較増減額	当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)
キャピタル・リース契約により取得した固定資産	278 百万円	163 百万円	115 百万円	1,381 千米ドル
転換社債の転換額	8,120	774	7,346	6,557

12. セグメント情報

当社グループは、総合金融サービス事業、債権管理回収事業、不動産事業及びその他事業というセグメントの下で事業を行っています。総合金融サービス事業は、ローン事業、信用保証事業、リース事業及び証券事業から構成されます。債権管理回収事業では、主にニッシン債権回収(株)により、国内の銀行や他の金融機関から不良債権を取得し、回収を行っています。不動産事業は、事業の重要性が増してきたため、独立したセグメントとして開示しています。その他の事業は、保険代理事業及びコンサルティング事業等を含みます。当社グループは現在、主に日本国内において営業活動を行っています。また、当社グループは中国における営業活動を開始していますが、現時点で重要性はありません。

セグメント情報における会計方針は、連結財務諸表注記「2. 重要な会計方針の概要」に記載されている内容と同様であり、すべての内部取引は公正な市場価格に基づいて行われています。

以下は、当社グループの事業セグメント情報の主な内容です。

	総合金融 サービス事業	債権管理 回収事業	不動産事業	その他の 事業	消去又は 全社	連結
前会計年度 (H17.4.1 ~ H18.3.31)						
収入:						
純利息収入	26,495 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	26,495 百万円
その他の収入	3,251	7,918	901	279	904	11,445
費用:						
利息費用	2,656	408	311	11	281	3,105
貸倒引当金繰入額	5,923	-	-	-	-	5,923
その他の引当金繰入額	122	1,186	-	26	-	1,334
その他の費用	13,619	1,676	340	577	317	15,895
営業利益又は営業損失 ()	7,426	4,648	250	335	306	11,683
資産合計	313,127	43,000	25,074	244	21,502	359,943

	総合金融 サービス事業	債権管理 回収事業	不動産事業	その他の 事業	消去又は 全社	連結
当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)						
収入:						
純利息収入	21,215 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	173 百万円	21,042 百万円
その他の収入	5,610	10,375	5,307	319	4,026	17,585
費用:						
利息費用	3,892	933	981	116	1,015	4,907
貸倒引当金繰入額	10,853	-	-	-	-	10,853
その他の引当金繰入額	530	1,696	3	-	-	2,229
その他の費用	15,658	2,548	824	626	339	19,317
営業利益又は営業損失()	4,108	5,198	3,499	423	2,845	1,321
資産合計	370,481	62,649	56,466	8,599	44,118	454,077

	総合金融 サービス事業	債権管理 回収事業	不動産事業	その他の 事業	消去又は 全社	連結
当会計年度 (H18.4.1 ~ H19.3.31)						
収入:						
純利息収入	179,713 千米ドル	- 千米ドル	- 千米ドル	- 千米ドル	1,466 千米ドル	178,247 千米ドル
その他の収入	47,522	87,886	44,955	2,703	34,104	148,962
費用:						
利息費用	32,969	7,903	8,310	983	8,598	41,567
貸倒引当金繰入額	91,936	-	-	-	-	91,936
その他の引当金繰入額	4,490	14,367	25	-	-	18,882
その他の費用	132,639	21,584	6,980	5,303	2,872	163,634
営業利益又は営業損失()	34,799	44,032	29,640	3,583	24,100	11,190
資産合計	3,138,340	530,699	478,323	72,842	373,723	3,846,481

13. 後発事象

- 平成 19 年 6 月 23 日開催の定時株主総会において以下の項目が決議されました。

平成 19 年 8 月 31 日を効力発生日として、20 株につき 1 株の割合で株式の併合を行います。この株式併合の影響は財務諸表に遡及修正されています。

当社取締役に対する株式報酬として割り当てる新株予約権の総数及び新株予約権の目的となる株式の総数の 1 年間の上限を、それぞれ 300,000 個及び 1,500,000 株から 500,000 個及び 2,500,000 株に改定します。

定款の一部変更

- 発行可能株式総数を 7,680 百万株から 384 百万株に減少します。これは定時株主総会において決議された株式併合の効力発生日をもってその効力を生じます。
- 平成 19 年 6 月 23 日開催の取締役会において、取得株式数 3,000,000 株、取得価格総額 30 億円を上限として自己株式を買い受けることを決議しました。なお、当社はこの決議に基づく自己株式の取得を、平成 19 年 6 月 25 から平成 19 年 8 月 24 日の期間で完了しました。
 - 平成 19 年 7 月 18 日開催の取締役会において、当社の米国預託証券(ADS)の対原株比率を 1ADS = 10 原株から 2ADS = 1 原株に変更することが決議されました。この変更は、定時株主総会において決議された 20 株を 1 株とする株式併合に伴い、平成 19 年 8 月 31 日を効力発生日とします。